

## 佐賀県告示第 193 号

佐賀県木材業者及び製材業者登録条例（昭和 27 年佐賀県条例第 52 号）第 8 条第 2 項の規定により、令和 3 年度木材業者の登録事項を次のとおり変更した。

令和 3 年 6 月 29 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

木材業者					
登録 番号	登録 年月日	所在地		名称	代表者氏名
佐木佐 第9号	令和3年 6月16日	変更前	佐賀市本庄町大字本庄278番地4	佐賀県森林組合連合会	代表理事会長 福島 光洋
		変更後	〃	〃	代表理事会長 杉原 豊喜